

北海道公立大学法人札幌医科大学における公益通報者保護等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）に対する、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報の適切な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「公益通報」とは、職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の役員及び職員等について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報をすることをいう。
- 2 この要綱において「職員等」とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 法人の職員（非常勤職員を含む。）及び学生並びに法人の規定に基づき、法人の業務に従事する者
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき法人の業務に従事する派遣労働者
 - (3) 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき法人において業務を行う場合における当該業務に従事する当該他の事業者の労働者
- 3 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報又は公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）をした職員等をいう。
- 4 この要綱において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
 - (1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実及び最終的に犯罪行為につながる法令違反行為の事実
 - (2) 法人の諸規定に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実

第3 通報処理体制

- 1 総括者
法人における公益通報等の処理に関しては、副理事長が総括する。
- 2 通報窓口

職員等からの公益通報等を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）は総務課に置き、総務課主幹をもって充てる。

3 通報の方法等

- (1) 公益通報等は、電話・電子メール、書面又は面会によるものとする。
- (2) 公益通報等は、原則、実名により行わなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料があるときには、実名を秘匿して通報等をし、又は通報等の際に明らかにした実名の秘匿扱いを希望することができる。
- (3) 公益通報等をする職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

4 通報の受付等

- (1) 通報窓口において公益通報等を受けたとき（面会によるものを除く。）は、これを受領した旨を速やかに当該公益通報者に通知するものとする。
- (2) 通報窓口は、公益通報等を受けた場合、総括者にその内容を速やかに報告するものとし、総括者は必要に応じ理事長へ報告するものとする。
- (3) 法人の役員又は総務課担当職員以外の職員等が公益通報等を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口公益通報等をするように助言しなければならない。

5 通報内容の検討

総括者は、第3の4(2)の報告を受けたときは、通報窓口が当該公益通報等を受けた日から原則として20日以内に、通報対象事実として調査を行うか否かについて、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

6 調査の実施

- (1) 総括者は、通報対象事実を所管する事務決裁規程第2条(7)に規定する部局長等（以下「所属長」という。）に事実関係の調査を行わせるものとする。
- (2) 通報対象事実を所管する所属長は、所属の職員から適任者を調査員に指名するものとする。

7 職員等の協力義務

職員等は、第3の6の調査に際して調査員から協力を求められた場合には、協力しなければならない。

8 是正措置等

- (1) 総括者は第3の6の調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。
- (2) 理事長は、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正勧告及び再発防止のために必

要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に対し当該調査結果及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(3) 理事長は、第3の8(2)の是正措置等のほか、当該法令等違反行為に関与した職員等に対しては、北海道公立大学法人札幌医科大学職員就業規則（平成19年規程第15号）等に基づき対処するものとする。

9 調査結果等の通知

総括者は、第3の6の調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。

10 被通報者等への配慮

総括者は、是正措置等の通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）及び当該調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

11 総括者等の責務

(1) 総括者、事務局総務課主幹及び調査を命ぜられた所属長及び調査員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職等を退いた後も、同様とする。

(2) 第3の4(3)の場合において、当該役員又は職員等は、当該公益通報等により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

12 利益相反関係の排除

(1) 総括者、事務局総務課主幹及び調査を命ぜられた所属長及び調査員は、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

(2) 総括者が第3の12(1)に該当する場合は、理事長がその任務を代行する。

(3) 事務局総務課主幹が第3の12(1)に該当する場合は、総務課長がその任務を代行する。

第4 公益通報者の保護

1 解雇等の禁止

理事長は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者に対し解雇または派遣契約、請負契約の解除を行ってはならない。

2 不利益取扱いの禁止

役職員は、公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

3 他の規程等との関係

次の各号に掲げる事案については、当該規程等の定めるところにより対処するものとする。ま

た、この要綱に定める調査、是正措置等に関し、他の法人規程等に別段の定めがある場合は、当該規定の適用を優先することができるものとする。

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラムに規定する事案
- (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成19年規程第21号）に規定する事案
- (3) 北海道公立大学法人札幌医科大学競争的資金等の使用に関する不正防止プログラムに規定する事案

第5 庶務

この要綱に関する事務は、事務局総務課において処理する。

第6 雑則

この要綱に定めるもののほか、法人における公益通報者の保護に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。